

## 令和8年度 江東区教育委員会相談員（就学相談員）（会計年度任用職員） の募集について

江東区教育委員会事務局指導室では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

### 1 募集の職種及び人数

#### (1) 募集の職種

江東区教育委員会相談員（就学相談員）（会計年度任用職員） ※地方公務員法の適用あり

#### (2) 勤務場所

江東区教育委員会事務局教育支援課  
(東京都江東区東陽2丁目3番6号 江東区教育センター)

#### (3) 主な職務内容

- ・就学相談に関する業務（電話対応、保護者面接、データ入力、書類作成、児童・生徒の行動観察、就学支援委員会への出席、学校との連絡・調整・訪問）
- ・その他、特別支援教育に関する相談業務
- ・災害時は、割り振られた勤務時間において江東区地域防災計画等に定める各部の事務又は業務における補助等への従事。

#### (4) 募集人数

若干名

### 2 応募資格（求められる能力）

- (1) 心身ともに健康であり、困難案件にも前向きに取り組む強い意識を有する方
- (2) 協調性があり、業務に対し強い責任感がある方
- (3) 服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方
- (4) 業務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方（その職を退いた後も同様とする）

※ ただし、地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する場合を除く

- (5) 教員免許を保有し、公立学校園（幼稚園・特別支援学校含む）での勤務経験があり、特別支援教育について関心がある方

### 3 任用予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 原則として、採用後1ヵ月間は、条件付採用期間となります。

※ 令和9年4月1日以降、公募によらない再度任用への申込みが可能ですが、ただし、1年以内の任用であり、令和9年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。

### 4 勤務日数

月15日

### 5 勤務時間

8時30分から17時15分まで（休憩時間12時～13時）

### 6 報酬

月額 227,822 円(令和8年度4月～)(予定)

※ 特別区人事委員会勧告等の状況により変更される場合があります。

※ 通勤費相当額を別途支給(上限55,000円／月)します。

## 7 期末手当

基準日(6月1日、12月1日)前1か月以内に在籍し、かつ、会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。

## 8 休暇等

[有給] 年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇 ※一部取得要件有

[無給] 母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産サポート休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、子の看護のための休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、部分休業等  
※一部取得要件有

## 9 加入保険

健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険 ※所定の勤務条件を満たした場合のみ

## 10 応募方法

次の申込書を下記お申込み先に郵送またはご持参にてご提出ください。その際、封筒表面左下に、「江東区教育委員会相談員採用選考申込書類在中」と赤字で記載してください。

ご持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに下記お申込み先までお越しください。

### 【提出書類】

江東区会計年度任用職員申込書(写真を必ず貼付)

### 【申込期間】

令和7年12月26日(金)まで

## 11 選考方法

第1次選考:書類審査 第2次選考:面接

## 12 注意事項

地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。

(1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3)人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 13 申込み・問い合わせ先

〒135-0016 江東区東陽 2-3-6 江東区教育センター2F

江東区教育委員会事務局 教育支援課 特別支援教育係 鳥橋

電話番号 03-3647-9175

FAX 03-6458-6087